(遞信省認可)　(本紙六面)　明治廿三年八月廿二日　時事新報　(定價金二錢)

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千七百五十四號
明治廿三年八月廿二日　金曜日
舊曆庚寅七月七日（乙亥）
日出午前五時六分　入午後六時二十一分
月出午前十時五十五分　入午後九時五十六分
滿潮午前九時十二分　午後九時三十分
（西曆一千八百九十年）

虎列剌豫防の義捐金募集

去る六月末虎列剌病毒長崎市街に發して忽ち全縣下に蔓延し遂に九州の各縣に廣がり今は中國筋の一二縣にも及び此程に至ては東京市街に侵入せんとするの勢あり既に該病に罹りて倒れたる者さへあり若し長崎市街の例を東京府下に再演する事もあらば其慘狀測られざるものあらん素より病毒の豫防に就ては當局者に於て夫れ〳〵方法を設け用意既に整ひたりと雖も斯る病毒蔓延の勢ある今日に當り市民は當局者の爲す所に一任して心を安んず可きに非ず況んや病毒一たび貧民の間に蔓延せば治療の資に窮して其慘狀見るに忍びざるべし隨て病毒傳染の勢を助け府民の禍一方ならざれば本社は此際廣く世間の慈善家諸君に義金を募り大日本私立衛生會に托して府下貧困者施療豫防の資に供せんとす世の慈善者諸君左の諸項に從ひ多少に拘はらず義金を投せられんことを乞ふ

時事新報社

一義捐金は一口十錢以上とす

一義捐金は東京市京橋區南鍋町二丁目十二番地時事新報社に送付せらるべし

一時事新報社に於て義捐金を受取りたる時は日々正午時までに達したる分を取纏め義捐者の姓名並に義捐金額を翌日の新報に掲載し之を以て金員受取の證とす

一時事新報社に集りたる義捐金は相應の高に達し次第隨時大日本私立衛生會に送付し同會に托して府下貧民のコレラ豫防施療の資に供し義金消費の方法は後日新報紙上に公告すべし

時事新報

ブールス法の存廢

近來諸法律規則の制定發布頻々たる中に今日に至るまで落着せざるものはブールスの一條あり從來の株式取引所米商會所の營業は其期限來年の六月に迫り定期の賣買は三箇月とあれば所の運命の定まらざる限りは六月の期限前に營業は廢止せざるを得ず商業社會には實に由々しき一大事にして利害の及ぶ所大にして廣し商業を重んずる政府の義務として一日も之を等閑に附するの道理はある可らざるなり聞く所に據れば政府に於てもブールス法の實地に行はる可らざるは既に之を了解し得されども左りとて一旦勅令として發布したるものを引く譯けにも參らず且時日も切迫して新に法を議するの暇もあらざれば兎に角勅令をば其まゝにして差置き從前の相場所に向て更に營業の延期を許さんとの內議もあるよし申し傳ふる者あり此傳聞にして果して信ならんには我輩は之に服するを得ず元來國の法律は國民の利益の爲めに作るものなり政府にも鬼神の明あらざれば是れは民利ならんとて發布したる法律が時として民に不利なりとのことを發見したらんには斷然之を廢して可なり政府の威重に害なきのみか却て當局者の公明正大を世間に表白するに足る可し又時日切迫して法を議するに暇なしとは政府の言ふ可き言にあらず人を政府に雇傭の別あり今ブールス法の如き其存廢を以て當業者には相場所關係の商人等に大利害を及ぼし間接には商賣社會全體の盛衰にも影響する此法律の存廢を議するに政府の官吏に餘暇なしと稱して差措かんとするが如き國事を司どる義務に於て相濟まざることならん或は又既發の勅令を其まゝにして一方に舊相場所を何となく延期するは其內實に於て舊相場所に多少の改正を加へて永く持續せしむる精神なれどもブールス法の得失尙は未だ判然せざるが故に篤と取調べていよ〳〵進退を決するならんとの說あれども是亦說として聞くに足らざるものゝ如しブールス條例の發したるは明治二十年五月のことにして爾來三箇年の今日に至るまで之を行はんとして行ふ可らざるは日本內地の實業社會に於て既に明白なるに尙は其上にも念の爲め歐米諸國の實際を取調べんとて特に官民の人を派出して探索視察を盡したれ共各國大同小異相場所は相場所にして之を日本の相場所に比較し場所の名を異にし、商人の貧富を異にし、商賣高の多少を異にすと雖も事業の働に於ては毫も相違する所なしとのことなれば更に此上に何事を取調ぶ可きや三年の久しき內外の事情を視察し盡して尙は決することを爲さず既發の條例を半空に懸けて人心を迷惑せしめ商業の大利害を度外視して顧みざるが如き我輩その理由の所在を見ざるのみならず之れが口實を作らんとするも其工風に窮する者あり

左ればブールス法は到底行ふ可らざるものとして斷然之れを廢止して更に現在の相場所に就き規則等の不完全なるものあらば徐々に改正を施して然る可きなれども商業日新の今日に於ては公債證書諸株式米穀の外に定期賣買の道を開く可きもの少なからず例へば絹絲なり鹽なり油なり綿なり何れも相場所の賣買に掛るものとして其場所を設立する每に條例を作るも煩はしければ一定の條例の下に之を支配するの要用なるが如し此要點より觀察するときは二十年五月發布の取引所條例に少しく改正を加ふるか又は之に補則を附して從前の株式組織ある相場所をば大に變動することなくして新に興る可きものを支配するの工風甚だ容易なる可し彼の取引所條例とて其細則を見ればこそ實際に不便利多けれども條例の本文は簡單にして唯僅に改正を施す可きのみ之を喩へば條例の本文は春秋の經の如くにして細則は傳の如し同一の春秋に左氏公羊穀梁の傳ありて各その解を異にし文を異にするが如く今の取引所條例の左傳ある細則を全廢して之に易るに公羊傳あり穀梁傳あり農商務省の所見に從て新細則を作り其向きの商人と相談して之を施行せんには本條例を廢するにも及ばず僅に改正を加ふるか又は簡單なる補則を附して商業實際の便利に缺くことなきを得べし政府の內に如何なる差支あるも如何なる情實あるも其差支情實は政府部內に止まりて日本國の事にあらず商業の便不便は國民の國事なり一部の事情に制せられて大切なる商業の不便利を度外に置くが如きは固より政治の事にあらざれば我輩はブールス法の存廢に就き一日も猶豫せずして斷然の處分あらんことを勸告する者なり

官報

朕判事懲戒法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十三年八月二十日

內閣總理大臣伯爵山縣有朋
司法大臣伯爵山田顯義

法律第六十八號

判事懲戒法

第一章　總則

第一條　凡ソ判事ヲ懲戒スルハ左ノ場合ニ於テ懲戒裁判所ノ裁判ヲ以テスヘシ
第一　職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リタルトキ
第二　官職上ノ威嚴又ハ信用ヲ失フヘキ所爲アリタルトキ

第二章　懲罰

第二條　懲罰ハ左ノ如シ
第一　譴責
第二　減俸
第三　轉所
第四　停職
第五　免職
第三條　前條何レノ懲罰ヲ適用スヘキヤ否ハ所犯ノ輕重ニ從ヒ懲戒裁判所之ヲ定ムヘシ
懲戒裁判所ハ懲罰ノ適用ヲ定ムルニ當リ平生ノ行狀ヲ斟酌スルコトヲ得
第四條　減俸ハ一月以上一年以下年俸月割額ノ三分ノ一以內ヲ減ス
第五條　轉所ハ他ノ裁判所若ハ他ノ職ニ轉セシム但シ情狀ニ因リ減俸ヲ併セ科スルコトヲ得
第六條　停職ハ三月以上一年以下職務ノ執行ヲ停止ス
停職中ハ俸給ヲ給セス
第七條　免職ノ言渡ヲ受ケタル者ハ現任ノ官ヲ失ヒ及恩給ヲ受クルノ權ヲ失フ

第三章　懲戒裁判所

第八條　懲戒裁判所ハ各控訴院及大審院ニ之ヲ置ク
第九條　控訴院ニ於ケル懲戒裁判所ハ控訴院長ヲ加ヘ其ノ院ノ判事五人ヲ以テ組立テ院長ヲ以テ長トス
大審院ニ於ケル懲戒裁判所ハ大審院長ヲ加ヘ其ノ院ノ判事七人ヲ以テ組立テ院長ヲ以テ長トス
第十條　控訴院長及大審院長ハ每年部長ト協議シ前以テ懲戒裁判所ノ判事ヲ定メ並ニ裁判所長判事故アルトキノ代理順序ヲ定ム
第十一條　懲戒裁判所ノ判事ノ忌避回避ニ付テハ治罪法ノ規程ヲ準用ス
第十二條　控訴院ニ於ケル懲戒裁判所ノ檢事ノ職務ハ檢事長之ヲ行ヒ大審院ニ於ケル懲戒裁判所ノ檢事ノ職務ハ檢事總長之ヲ行フ
第十三條　控訴院ニ於ケル懲戒裁判所長ハ其ノ院ノ裁判所書記ノ中ヨリ懲戒裁判所ノ書記ヲ命シ大審院ニ於ケル懲戒裁判所長ハ其ノ院ノ裁判所書記ノ中ヨリ懲戒裁判所ノ書記ヲ命ス
第十四條　控訴院ニ於ケル懲戒裁判所ハ院長及部長ヲ除ク外其ノ院ノ判事及其ノ管轄區域內ノ下級裁判所ノ判事ニ對スル懲戒事件ヲ管轄ス
第十五條　大審院ニ於ケル懲戒裁判所ハ左ノ事件ヲ管轄ス
第一　第一審ニシテ終審トシテ大審院ノ判事、控訴院長及控訴院部長ニ對スル懲戒事件
第二　控訴院ニ於ケル懲戒裁判所ノ裁判ニ對スル抗告及控訴
第十六條　懲戒裁判所ノ管轄ハ所犯ノ地ニ拘ラス裁判手續開始ノトキ判事ノ奉職スル裁判所ニ依テ定マルモノトス

第四章　裁判手續

第十七條　懲戒裁判所ハ檢事ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ懲戒裁判ヲ開始スヘキヤ否ヲ決定ス但シ職權ヲ以テスル場合ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聽クヘシ
第十八條　檢事ハ裁判手續ノ開始ヲ拒ミタル懲戒裁判所ノ決定ニ對シテハ七日ノ期間內ニ抗告裁判所ニ抗告ヲ爲スコトヲ得
第十九條　抗告裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キタル後抗告ヲ裁判ス若シ抗告ヲ正當ナリト認メタルトキハ裁判手續開始ノ決定ヲ爲シ管轄懲戒裁判所ヲシテ其ノ後ノ手續ヲ爲サシムヘシ
第二十條　開始決定ニハ懲戒スヘキ所爲及證據ヲ開示スヘシ
第二十一條　開始決定ハ檢事及被告ニ送達スヘシ
第二十二條　懲戒裁判所ニ於テ下調ヲ必要ナリト決定スルトキハ懲戒裁判所長ハ懲戒裁判ヲ開始シタル院ノ判事若クハ管轄區域內ノ地方裁判所ノ判事ニ下調ヲ命スヘシ
第二十三條　下調ノ命ヲ受ケタル判事ハ必要ナル證據ヲ集取スヘシ
受命判事ハ被告ヲ呼出シテ事實ヲ陳述セシムルコトヲ得
被告ハ代理人ヲシテ代理セシムルコトヲ得
證人ハ治罪法ノ規程ニ從ヒ之ヲ訊問スヘシ
第二十四條　受命判事ハ證人訊問其ノ他證據集取ヲ他ノ裁判所ノ判事ニ囑託スルコトヲ得
第二十五條　受命判事ハ下調結了ノ後調書及一切ノ證據ヲ懲戒裁判所長ニ差出シ裁判所長ハ二十四時內ニ檢事ニ之ヲ送付スヘシ
第二十六條　檢事ハ三日內ニ意見ヲ付シ記錄ヲ懲戒裁判所長ニ還付スヘシ
第二十七條　懲戒裁判所ハ下調ヲ十分ナリト思料スルトキハ口頭辯論ヲ爲スノ決定ヲ爲シ又ハ免訴ノ判決ヲ爲スヘシ
免訴ノ理由ナキモ卽時裁判ニ着手スルコトヲ得サルトキハ訴追停止ノ決定ヲ爲スヘシ
第二十八條　前條ノ裁判ハ檢事及被告ニ送達スヘシ
第二十九條　懲戒裁判所長ハ口頭辯論ノ期日ヲ定メ被告ヲ呼出スヘシ
第三十條　辯論ハ之ヲ公行セス
第三十一條　口頭辯論ハ裁判所書記開始決定ヲ朗讀スルヲ以テ始マルモノトス
裁判長ハ先ツ被告ヲ審訊シ次テ證據調ヲ爲シ檢事及被告ヲシテ證據調ノ結果ニ付辯論ヲ爲サシメ被告ニ最終ノ發言ヲ許スヘシ
第三十二條　懲戒裁判所ハ被告若ハ檢事ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ更ニ證據ヲ提出セシムルコトヲ適當ナリトスルトキハ之カ爲必要ナル命
令ヲ發シ且辯論ヲ他
第三十三條　被告ハ他人
第三十四條　懲戒裁判所
結　評議判決スヘシ
第三十五條　判決ハ卽時
ルトキハ七日內ニ判決
第三十六條　被告又ハ代
ヲ得
第三十七條　評議及言渡
斷ニ關シテハ治罪法
第三十八條　被告及檢事
但シ其ノ期間ハ判決
決送達アリタルヨリ起算
第三十九條　控訴ノ申立
控訴狀ハ控訴ノ申立
第四十條　懲戒裁判所ハ
シ
對手人ハ送達ヲ受ケタ
得
第四十一條　懲戒裁判
所ニ送付スヘシ
第四十二條　控訴裁判所
控訴裁判所長ハ口頭辯
キハ之ヲ取調フヘシ若
テタルトキハ其ノ重
ヲ證言セレトノ推測
職權ヲ以テスル訊問
第四十三條　第二審ニ於
ヲ適用ス
第四十四條　控訴ヲ理由
用ヲ控訴人ニ負擔セ
控訴ヲ理由アリトス
判決ヲ爲シ且其ノ費用
控訴完結ノ後其ノ記錄
共ニ原裁判所ニ之ヲ還
第四十五條　再審ノ開
ニ從フ
懲戒裁判手續ノ費用
第四十六條　懲戒裁判
ヲ得ス
第四十七條　懲戒裁判
ノ情況ヲ報告シ且判決
第四十八條　懲戒裁判
法大臣其ノ執行ノ手續

第五章　職務停

第四十九條　判事ハ本
第一　刑事裁判手續
第二　刑事裁判ニ依
第三　懲戒裁判ニ依
第五十條　刑事裁判ニ
期ノ終ルマテ當然職務
第五十一條　懲戒裁判
ト思料スルトキハ何時
判手續結了ニ至ルマ
職權ヲ以テ決定ヲ爲
刑事裁判手續中何レ
マテ被告ノ職務ヲ停
第五十二條　懲戒裁判
其ノ判事ノ爲シタル職
第五十三條　被告ハ職務

第六章　懲戒裁判

第五十四條　刑事ノ判
始スルコトヲ得ス
懲戒裁判所ニ於テ判
タルトキハ其ノ事件
第五十五條　刑事裁判
ヲ受ケタルトキト雖
ヲ妨ケス
刑事裁判ニ依テ官職
裁判手續ニ於テ仍ホ

第七章　補則

第五十六條　懲戒スヘ
ヲ訴追ス
第五十七條　此法律ハ

朕家資分散法ヲ裁可シ茲
日ヨリ施行スヘキコト

御名　御璽

明治二十三年八

法律第六十九號

家資分散法

第一條　民事訴訟法ノ
者ニ對シテハ管轄裁
分散者タルノ宣告ヲ
右ノ決定ハ口頭辯論
此決定ニ對シテハ卽
第二條　前條ノ申立ハ
第三條　第一條ノ宣告
可シ
第四條　家資分散者ハ